平成２１年（フ）第３５号
山梨県甲府市里吉３丁目５番35号
破産者　橘田豊太郎
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成１８年（フ）第２３９号
三重県伊賀市上野魚町2858番地
破産者　岡村商店こと　岡村　明成
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第８６６１号
大阪府茨木市美穂ケ丘13番517号
破産者　横尾　寿浩
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１２号
大阪府八尾市東山本新町２丁目６番４号
破産者　光本　晴男
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３号
大阪府八尾市東山本町４丁目４番26―202号
破産者　ショーキ建設こと　光本　公昭
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４７９号
大阪府富田林市梅の里３丁目13番25号
破産者　中川　隆一
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９９０号
堺市南区深阪南299番地８
破産者　坂田　克彦
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
大阪府松原市天美北６丁目445番地の22
破産者　大平　泰司
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
大阪府羽曳野市古市４丁目10番13号、前住所大阪府羽曳野市野々上２丁目16番12―102号
破産者　小賀野一郎
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
大阪府松原市天美北３丁目２番８―107号
破産者　永松あつ子（旧姓濱端）
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
大阪府羽曳野市向野１丁目２―12、開始決定時の住所大阪府羽曳野市西浦３丁目12番３―506号
破産者　二宮　里美
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
堺市南区新檜尾台３丁２番12―104号
破産者　髙垣　　巴
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
大分県日田市大字東有田916番地７
破産者　後藤　裕介
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２０年（フ）第３９９４号
北海道江別市野幌東町26番地の８　クリスタルサンビレッジＦ―102
破産者　中村　貞則
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５００号
仙台市泉区山の寺１丁目42番１号
破産者　松山　　守
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２４２５号
横浜市南区吉野町２丁目４番地　国際吉野町ビル202
破産者　中嶋　淳一
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７４１号
静岡県富士市岩淵1503番地の５、旧住所静岡県富士市岩淵1505番地の１
破産者　櫻井　浅男
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２号
京都市山科区西野左義長町33番地　テラスハウス長津Ｄ号室、住民票上の住所京都市山科区東野竹田10番地138
破産者　中野　峰弓
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
京都市山科区西野左義長町33番地　テラスハウス長津Ｄ号室、前住所京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地20―408
破産者　原田睦子こと　中野むつ珠
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係